

薩摩川内市自治総合審議会の副会長の互選について【協議】

薩摩川内市自治総合審議会の会長及び副会長については、平成31年4月19日開催の第1回審議会において、委員の互選により選任いただいたが、今般、副会長が委員辞職となったことから、薩摩川内市自治総合審議会規則第4条の規定により、副会長を選任する必要がある。

なお、任期については諮問に係る答申が終了する日までとなっている。

副会長	
-----	--

【参考】

○薩摩川内市自治総合審議会規則（平成16年規則第5号）（抜粋）
（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体の役員及び職員

(2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

（任期）

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。